

公益財団法人全日本剣道連盟 綱紀委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人全日本剣道連盟定款に基づき、綱紀委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 綱紀委員会は、公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）の会長（以下「会長」という。）の諮問を受けて、全剣連の会員資格に係る除名、資格停止若しくは復活、又は称号・段級位に係る返上、剥奪若しくは復活、及び全剣連の理事、監事、専門委員、職員（以下「役職員」という。）の不祥事に係る処分等（以下、これらを「綱紀処分等」という。）に関し、必要な審査（綱紀処分等に係る事実の調査及び認定、審議等をいう。以下同じ。）及び全剣連の役職員の不祥事等の審査を行い、当該審査の結果を会長に答申する。

(組織、任期等)

第3条 綱紀委員会は、すべての綱紀委員で組織する。

2 綱紀委員は、5人以内とし、会長が理事会の決議によって委嘱する。

3 会長は、綱紀委員の中から委員長1人を選定するものとする。綱紀委員会の議長は、委員長とする。

4 綱紀委員の任期は、委嘱の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した綱紀委員の補欠として選任された綱紀委員の任期は、退任した綱紀委員の任期の満了する時までとする。

5 綱紀委員は、任期満了後においても、後任の綱紀委員が就任するまでの間は、なお綱紀委員として職務を行うものとする。

6 綱紀委員は、再任を妨げない。

(個人会員の綱紀処分等)

第4条 全剣連の個人会員は、次の各号の一に該当する行為（刑罰法令に違反する行為及び全剣連会員規則第5条第1項の規定に違反する行為を含む。以下「個人違反行為」、という。）をしてはならない。

①全剣連の定款、倫理に関するガイドライン及びその他の規則等に違反

する行為（全剣連の運営に関する規則違反であって、試合審判規則等に定める競技に関する規則違反を除く。）

②全剣連の名誉を傷つけ、又は全剣連の目的に反する行為

③その他全剣連の個人会員として不適当と認められる行為

2 個人違反行為に係る綱紀処分等は、次の各号に掲げるとおりとする。

①称号・段級位の停止処分

②称号・段級位の自主返上勧告処分

③称号・段級位の返上処分（前号の処分を除く。）

④称号・段級位の剥奪処分

⑤個人会員資格の停止処分

⑥個人会員資格の自主返上勧告処分

⑦個人会員資格の返上処分（前号の処分を除く。）

⑧個人会員資格の除名処分

⑨第1号から前号までに規定する処分後における当該処分の対象とされた称号・段級位又は個人会員資格の復活決定

⑩口頭又は文書による嚴重注意処分

⑪前各号に付随し又は関連する処分

3 前項第1号から第3号の称号・段級位の停止処分等並びに第5号から第7号に含まれる称号・段級位の停止処分等は、処分時点で個人会員が保有する最高の称号・段級位の停止処分等を原則とし、すべての称号・段級位の停止処分等を行う場合は、処分においてその旨を明示する。

①前項第5号から第8号の個人会員資格の停止処分、自主返上勧告分、返上処分及び除名処分（以下「個人会員資格の停止処分等」という。）は、称号・段級位の停止処分、自主返上勧告処分、返上処分及び剥奪処分（以下「称号・段級位の停止処分等」という。）を含む

②個人会員資格を有しない者に対する前項第5号及び第8号の会員資格に関する処分は、会員資格登録の停止（第5号）及び登録の禁止（第8号）と読み替える。

4 第2項第1号から第3号の称号・段級位の停止処分等並びに第5号から第7号の個人会員資格の停止処分等においては、無期又は有期の停止期間を定めなければならない。有期は1年以上とする。

5 第2項各号の処分等は、いずれも会長が自ら行うものとし、これを他の者（団体会員の長を含む。）に委任することができない。団体会員は、その構成員たる個人会員に対するものであっても、第2項第1号から第4号までの処分並びに当該処分に関する第2項第9号及び第11号

の処分その他これに類する処分等を行うことができない。

①団体会員は、その構成員たる個人会員に対するものであっても、除名処分を行う場合は、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

個人会員資格を有しない者に対する登録禁止処分も同様とする。この場合第4条第3項第2号の規定を準用する。

②団体会員は、除名処分以外の処分を行った場合は、会長に処分日時、処分内容及び処分理由等を報告するものとする。

6 第2項第1号から第8号までの処分については、会長は、当該処分後1年以上5年以下の期間を定め、その執行を猶予することができる。

ただし、当該執行猶予期間中に限り、処分後の情状等を踏まえて執行猶予を撤回し、当該処分を執行することができる。

7 第2項第2号から第4号まで及び第6号から第8号までの処分については、会長は、処分後1年以上の期間を定め、当該処分に係る復活決定の申立を禁止することができる。

8 第2項第11号の処分には、第4項から前項までの処分のほか、訓戒処分、称号・段級位証書に係る処分、公式行事等への参加自粛の勧告等を含むものとする。

(団体会員の綱紀処分等)

第5条 全剣連の団体会員は、次の各号の一に該当する行為（刑罰法令に違反する行為及び全剣連会員規則第3条の規定に違反する行為を含む。以下「団体違反行為」という。）をしてはならない。

①全剣連の定款その他規則に違反する行為

②全剣連の名誉を傷つけ、又は全剣連の目的に反する行為

③全剣連の会費を2年以上滞納する行為

④その他全剣連の団体会員として不適当と認められる行為

2 団体違反行為に対する綱紀処分等は、次の各号に掲げるとおりとする。

①団体会員資格の停止処分

②団体会員資格の自主返上勧告処分

③団体会員資格の返上処分（前号の処分を除く。）

④団体会員資格の除名処分

⑤第1号から前号までに規定する処分後における当該処分の対象とされた団体会員資格の復活決定

⑥口頭又は文書による嚴重注意処分

⑦前各号に付随し又は関連する処分

- 3 第2項第1号から第3号の団体会員資格の停止処分等においては、無期又は有期の停止期間を定めなければならない。有期は1年以上とする。
- 4 第2項の綱紀処分等は、いずれも会長が自ら行わなければならない。会長は、これを他の者（団体会員の長を含む。）に委任することができない。
- 5 第2項第1号から第4号までの処分については、会長は、当該処分後1年以上5年以下の期間を定め、その執行を猶予することができる。ただし、当該執行猶予期間中に限り、処分後の情状等を踏まえて執行猶予を撤回し、当該処分を執行することができる。
- 6 第2項第2号から第4号までの処分については、会長は、処分後1年以上の期間（無期限を含む。）を定め、当該処分に係る復活決定の申立を禁止することができる。
- 7 第2項第7号の処分には、第5項から前項までの処分のほか、訓戒処分を含むものとする。

（役職員の綱紀処分等）

第5条の2 全剣連の役職員は、次の各号の一に該当する行為（刑罰法令に違反する行為及び全剣連会員規則第5条第1項の規定に違反する行為を含む。以下「役職員違反行為」という。）をしてはならない。

- ①全剣連の定款、倫理に関するガイドライン及びその他の規則等に違反する行為（全剣連の運営に関する規則違反であって、試合審判 規則等に定める競技に関する規則違反を除く。）
- ②全剣連の名誉を傷つけ、又は全剣連の目的に反する行為
- ③その他全剣連の役職員として不適当と認められる行為

2 役職員違反行為に係る綱紀処分等は、役員については次の各号に掲げるとおりとする。職員については就業規則による。

- ①評議員会及び理事会に対する理事及び監事の解任又は解職勧告
専門委員にあつては、会長に対する解任勧告
- ②対象者が有するすべての役職の辞任勧告
- ③特定の役職の辞任勧告
- ④全て又は特定の役職に係る職務執行停止及び職務執行停止に関する期間（職務執行停止期間は3カ月以上とする。）
- ⑤口頭又は文書による厳重注意

⑥前各号に加えて、第4条第2項1号乃至8号の処分を併せて行うことができる。

(綱紀処分等の申立)

第6条 全剣連の団体会員は、会長に対し、当該団体会員の構成員たる個人会員若しくは全剣連の役職員又は他の団体会員の綱紀処分（第4条第2項第9号及び第11号並びに第5条第2項第5号及び第7号の処分を除く。）を求める申立をすることができる。

2 全剣連の個人会員又は地方団体会員以外の団体等（以下「個人会員等」という。）は、会長に対し他の個人会員又は全剣連役職員の綱紀処分を求める申立をすることができる。

3 前2項の申立は、会長に対し、次の事項を記載した綱紀処分申立書及び当該申立を裏付ける関係書類等資料を提出してこれをしなければならない。

①被審査者を特定するに足りる事項

②被審査者がした行為の具体的内容

③前号の行為が該当する個人違反行為又は団体違反行為を規定する全剣連規則の具体的条項

4 第4条第2項第9号の復活決定については、当該復活決定の対象たる処分を受けた被審査者たる個人会員を構成員とする団体会員（以下「所属団体」という。）の長は、会長に対し、当該復活決定を求める申立をすることができる。ただし、同項第2号及び第6号の処分後における復活決定に限り、当該復活決定の対象たる自主返上勧告処分を受けた被審査者たる個人会員にあっても、当該申立をすることができるものとする。

5 第5条第2項第5号の復活決定については、当該復活決定の対象たる処分を受けた被審査者たる団体会員は、会長に対し、当該復活決定を求める申立をすることができる。

6 第4項及び前項の申立は、会長に対し、被審査者の処分後の情状等を含む当該申立理由を記載した復活決定申立書及び関係証拠資料を提出してこれをしなければならない。

(諮問)

第7条 会長は、前条第1項に規定する申立があった場合は必ず綱紀委員会に対し、綱紀処分等に関する諮問（以下「一般諮問」という。）をしなければ

ればならない。ただし、前条第1項の申立がない場合であっても、特に必要があると認めるときは、職権により前4条の綱紀処分等に関する諮問（以下「特別諮問」という。）をすることができる。

- 2 会長が諮問等を行う場合であって、会長に事故ある場合又は会長自身が対象者の場合、全剣連理事会議長代行順位にしたがって、会長の職務を代行する者が諮問等を行う。
- 3 前4条の綱紀処分等を行う場合は、原則として綱紀委員会に対して、第1項の諮問をするものとする。

（諮問予備審査会等）

第8条 全剣連に、諮問予備審査会（以下「予備審」という。）を置く。

- 2 予備審は、全剣連の専務理事、綱紀委員会担当の業務執行理事及び事務局職員並びに会長が指名する者（現に綱紀委員である者は指名できない。）で組織する。予備審の議長は、当該専務理事とする。
- 3 予備審は、全剣連の個人会員等から第4条及び第5条の綱紀処分等に関する申立てを受けた場合において、当該申立てに関する調査等の予備審査（所属団体その他関係団体会員に対する証拠資料提供の可否等に関するものを含む。）を実施した上、会長（前条第2項の場合にあつては会長の職務を代行する者。以下同じ。）に対し、特別諮問の可否等を含めて意見具申をするものとする。会長が特別諮問をする場合には、あらかじめ当該意見具申を聴かなければならない。
会長は一般諮問の場合においても予備審の意見を聞くことができる。
- 4 前項の意見具申については、第6条第2項の規定を準用する。
- 5 予備審は、事実関係が明白で争いがなく、かつ緊急を要するときは、第4条第2項各号に関する仮処分又は綱紀処分以外の処分を会長に意見具申することができる。会長は、予備審の意見具申に基づき第4条第2項各号に関する仮処分を行った場合は、同項第10号の嚴重注意処分を除き、仮処分の可否を含め綱紀委員会に諮問する。
- 6 倫理委員会規則第7条の2の外部調査委員会を設置する場合は、第3項乃至第5項の予備審に関する規程を準用する。
- 7 予備審又は外部調査委員会が特別諮問を必要と答申した場合、会長は必ず綱紀委員会に特別諮問をしなければならない。
- 8 予備審又は外部調査委員会が特別諮問を不要と決定した場合、その旨及び理由を綱紀委員会に報告しなければならない。
- 9 綱紀委員会は、予備審又は外部調査委員会が特別諮問を不要と決定し

た事案について会長に意見具申できる。会長は当該意見具申により、再度特別諮問の要否を決定する。

（審査手続）

- 第9条 綱紀委員会は、会長の諮問（一般諮問及び特別諮問をいう。以下同じ。）を受けて審査を開始するものとする。綱紀委員会委員長は、当該諮問があったときは、綱紀委員会を招集しなければならない。綱紀委員会は委員の過半数の出席により成立する。
- 2 前項の審査は、非公開とする。ただし、綱紀委員会は、必要と認める場合には、全剣連の業務執行理事の出席を求め、その意見を聴くことができる。
 - 3 綱紀委員会は、前項の定めのほか、被審査者たる個人会員若しくは団体会員又は参考人（所属団体の長及び当該綱紀処分関係者で全剣連会員である者を含む。以下「参考人」という。）に対し、必要な報告（綱紀委員会における陳述のほか、陳述書及び資料の提出等を含む。以下同じ。）を求めることができる。
 - 4 前項の報告を求められた被審査者又は参考人は、速やかに所要事項を報告しなければならない。
 - 5 綱紀委員会は、所要の審査を遂げ、当該審査の結果に基づいて、諮問に対する意見書（以下「綱紀委員会意見」という。）を作成しなければならない。綱紀委員会意見書には、綱紀処分等の具体的内容に関する意見を記載しなければならない。
意見書の作成に当たっては、原則として第1項の規定にかかわらず、委員全員の出席を必要とする。
 - 6 綱紀委員会は、綱紀委員会意見書を作成するに先立ち、被審査者たる個人会員又は団体会員に対し、当該被審査者の綱紀違反行為に関する弁明等を記載した陳述書の提出を求め、弁明等の機会を与えるものとする。ただし、当該被審査者から弁明等をしない旨の申立があった場合は、この限りでない。
 - 7 綱紀委員会は、会長に対し、綱紀委員会意見書の提出をもって、諮問に答えるものとする。
 - 8 綱紀委員会の審査については、その経過及び結果を記載した議事録を作成する。議事録は、非公開とする。

(処分等の決定と実施)

第10条 会長は、諮問に対する綱紀委員会意見に基づき、個人又は団体の綱紀処分等を決定するものとする。決定に当たっては、会長は、理事会の決議を事前に得なければならない。また、評議員会に報告しなければならない。ただし、当該違反行為を認定するに足る証拠資料がない又は不十分であると認めるときは、処分しないことを決定しなければならない。

- 2 会長は、前項の決定をしたときは、被審査者に対し、処分等の事由の要旨を記載した綱紀処分等決定書を送達し、もって綱紀処分等をするものとする。この場合において、被審査者が個人会員であるときは、会長は、所属団体の長に対しても、当該綱紀処分等決定書の写しを送付し、もって当該綱紀処分の通知を行うものとする。
- 3 会長は、前項の処分の通知を行うに当たっては、全剣連はスポーツ仲裁機構の自動応諾条項を採択している旨を記載し、被処分者がスポーツ仲裁機構を利用できる旨を通知するものとする。
- 4 会長は、第4条第2項第8号（個人会員資格の除名処分）及び当該処分に関する同項第9号（復活決定）並びに第5条第2項第4号（団体会員資格の除名処分）及び当該処分に関する同項第5号（復活決定）の処分等を行った時は、すべての団体会員に対して当該綱紀処分等の通知を行うものとする。第4条第5項後段により団体会員の除名処分を承認した場合も同様とする。
- 5 会長は、第1項の決定をしたときは、綱紀委員会に対し当該綱紀処分等決定書の写しを送付し、もって当該綱紀処分の通知を行うものとする。

(処分の効力)

第11条 綱紀処分等は、前条第2項の綱紀処分等決定書が被審査者に到達した日から効力を生じる。

- 2 第4条第2項第1号の処分が効力を生じた場合には、被審査者の称号・段級位は、将来に向けて停止される。ただし、停止期間満了時から将来に向けて復活するものとする。
- 3 第4条第2項第2号から第4号までの処分が効力を生じた場合には、被審査者の称号・段級位は、将来に向けて失われる。ただし、同項第9号の復活決定が効力を生じたときに限り、当該復活決定時から将来に向けて復活するものとする。

- 4 前項本文の場合において、被審査者は、当該称号・段級位の保有者としてする試合、試合審判、段級位受審等をしてはならない。ただし、当該称号・段級位の保有者としてするものでない試合、稽古、指導、団体会員の役職就任等は、この限りでない。
- 5 第4条第2項第5号の処分が効力を生じた場合には、被審査者の会員資格は、将来に向けて停止される。ただし、停止期間満了時から将来に向けて復活するものとする。
- 6 第4条第2項第6号から第8号までの処分が効力を生じた場合には、被審査者の会員資格は、将来に向けて失われる。ただし、同項第9号の復活決定が効力を生じたときに限り、当該復活決定時から将来に向けて復活するものとする。
- 7 第4条第6項本文の執行猶予処分が効力を生じた場合において、当該執行猶予期間が満了したときは、処分は効力を失う。称号・段級位の受審資格の判定に際しては、当該被審査者にとって有利に、当該執行猶予期間を考慮することができるものとするが、当該執行猶予処分が取り消された場合は、この限りでない。
- 8 第4条第6項ただし書の執行猶予取消処分が効力を生じた場合には、当該執行猶予に係る処分が将来に向けて効力を生じる。
- 9 第5項から前項までの規定は、第5条に規定する処分について準用する。

(事務局)

第12条 綱紀委員会の運営に係る事務は、全剣連の事務局が処理するものとする。

(改廃等)

第13条 この規則の改廃は、理事会が行う。

附 則

- 1 全剣連称号・段位審査規則第20条及び第21条並びに同細則第18条から第20条までを削除する。
- 2 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 3 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この規則は、令和2年3月5日から施行する。
- 5 令和2年9月16日公益財団法人認定により、公益財団法人全日本剣道連

盟に改称する。

- 6 この規則は、令和３年３月４日から施行する。
- 7 この規則は、令和４年６月６日から改定施行する。
- 8 この規則は、令和４年１１月２日から改定施行する。

なお、平成１５年５月２６日付け全剣連専務理事作成・各都道府県剣道連盟会長宛「称号・段位審査規則・同細則の一部改正（綱紀委員会関係）について」は、平成２４年３月１３日理事会決議「一般財団法人移行に伴う諸規則の制定等について」により、同月３１日をもって廃止済みであるので、念のため申し添える。